

静岡県農薬管理指導士研修実施要領

第1 趣旨

この要領は、農薬使用者に対して農薬の適正使用及び管理について情報提供を行う者（以下「販売者等」という。）を対象に資質向上及び、農薬の安全使用の推進を図るため、県が農薬に関する専門的な研修を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 農薬管理指導士の選任

販売者等の長は、農薬に関する知識を有する者で、知事が行う農薬管理指導士研修（以下「研修」という。）を受講したもののの中から事業所等における農薬管理指導士を選任するよう努めるものとする。

第3 研修の受講資格

研修の受講資格者は、勤務地が静岡県内にある者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農薬取締法に基づき販売者の届出をしてある個人及び法人の社員で、かつ、現に農薬の販売業務に従事している者
- (2) 農薬適正使用に関して指導的立場にある個人及び法人の社員で、かつ知事が必要と認める者

第4 研修事項

1 研修は、次の事項について行うものとする。

- (1) 植物防疫一般に関する事項
- (2) 農薬一般に関する事項
- (3) 関係法令に関する事項
- (4) 病虫害、雑草防除等に関する事項
- (5) 農薬の安全性評価及び各種基準に関する事項
- (6) 農薬の安全使用及び危害防止対策に関する事項
- (7) 農薬管理指導士の任務に関する事項

2 前項に掲げる事項の研修内容には、別表1の研修カリキュラムによるものとする。

第5 研修の開催

県は、研修を原則として毎年1回開催するものとする。

第6 研修の受講申請

研修を受けようとする者は、静岡県農薬管理指導士研修申請書（様式第1号）を知事に提出することとする。

第7 農薬管理指導士の修了

第4に掲げた研修を修了した者には、様式第2号の静岡県農薬管理指導士修了証を交付する。

第8 研修修了後の受講

農薬管理指導士は、研修修了後少なくとも5年以内に、研修を受講するよう努めるものとする。

第9 店頭表示

農薬管理指導士を設置している販売者等は、農薬管理指導士修了証を店頭に表示するものとする。

第10 その他

その他本要領に定めるもののほか、本研修の実施につき必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年12月5日から施行する。

この要領は、平成18年11月14日から施行する。

別表1 研修カリキュラム

科目	研修内容
植物防疫一般	植物防疫及び農薬行政に関する基礎的な知識
農薬一般	農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割のうち基礎的な事項
関係法令	(1) 農薬取締法に基づき、農薬取扱業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等のうち基礎的な事項 (2) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき基礎的な事項
病虫害、雑草防除等	(1) 病虫害、雑草の種類及び農薬の使用方法等に関する知識 (2) 農薬散布技術、防除機等に関する知識
農薬の安全性評価及び各種基準等	(1) 農薬の安全性評価の方法に関する知識 (2) 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識 (3) 農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識
農薬の安全使用及び危害防止対策	(1) 散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する基礎的な知識 (2) 農産物の安全性確保（農薬の安全使用基準等の遵守）に関する基礎的な知識 (3) 環境に対する安全性確保に関する基礎的な知識 (4) 農薬の保管管理に関する基礎的な知識 (5) 農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する基礎的な知識
農薬管理指導士の任務	農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置付け、農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等

様式第1号

受講番号	*第	号
------	----	---

静岡県農薬管理指導士研修申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

農薬管理指導士研修を受講したいので、静岡県農薬管理指導士研修要領第6に基づき、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 受講者氏名	
勤務先の名称	
勤務先の所在地	〒 TEL
農薬販売者届受理番号	第 号

静岡県農薬管理指導士修了証

第 号
氏名 様

あなたは、 年度開催の静岡県農薬管理指導士
研修実施要領に基づく研修を修了したことを証しま
す。

年 月 日

静岡県知事 氏名

(裏面)

< 農薬管理指導士の任務 >

農薬管理指導士は、農薬使用者に対し、農薬取締法その他農薬に関する法令等の遵守及び以下の事項についての指導又は助言を行うとともに、自らも率先して範を示すことにより適正な防除推進にあたるものとする。

- (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)その他農薬に関する法令の遵守
- (2) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- (3) 農薬取締法第11条に規定する無登録農薬の使用禁止、第12条に規定する農薬使用基準の遵守
- (4) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- (5) 県が定めた農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準等に基づく病虫害、雑草の防除
- (6) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)により毒物または劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (7) 事故例が多く特に注意を必要とする農薬の安全使用
- (8) 農薬の適正な保管・管理
- (9) 農薬使用状況の記帳
- (10) 農薬使用時の周辺環境への配慮